

## 姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務委託仕様書

・この仕様書は実施要領「5 企画書による提案」に係る企画提案書作成用である。  
・この企画書の提案を受け、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は実施要領に従い契約候補者を決定し、契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 業務委託名

姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン事業運営業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務委託の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な観光需要の低下が確認されていることから、本市に対する観光需要の回復及び消費拡大のための取り組みを実施する必要がある。このような現状を踏まえ、本市における「宿泊」の促進、及び市域周遊の手段として「レンタカー・観光タクシー」の利用を促す、「姫路を巡って！宿泊・レンタカー・タクシー割引キャンペーン」（以下「割引キャンペーン」という。）を実施するもの。

### 3 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

### 4 業務委託額

上限金額15,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

※割引キャンペーンの原資として、30,000,000円（内、宿泊割引原資20,000,000円、レンタカー・タクシー割引原資10,000,000円）を別途措置する。

### 5 キャンペーン実施期間

#### ・宿泊割引キャンペーン

I期 令和4年7月1日（金）から令和4年9月30日（金）チェックイン分まで

II期 令和4年10月1日（土）から令和5年1月30日（月）チェックイン分まで

#### ・レンタカー・タクシー割引キャンペーン

I期 令和4年7月1日（金）から令和4年9月30日（金）利用分まで

II期 令和4年10月1日（土）から令和5年1月31日（火）利用分まで

### 6 キャンペーン内容

#### (1) 宿泊割引

概要	姫路市内の指定宿泊施設に宿泊の際、一人あたり1泊40%割引（上限1泊7,000円 2連泊まで）を適用
適用条件	・参画旅行会社が販売する「宿泊のみ」、「宿泊セット商品」の利用 ・OTAで販売する指定宿泊施設

	・割引キャンペーン適用者は、ワクチンを2回接種し、14日以上経過していることがわかる書類若しくはPCR検査等で陰性であることがわかる書類の提示
利用方法 (予約)	・参画旅行会社を通じた予約（電話・店頭、WEB） ・OTAを通じた予約
その他	割引額の100円未満は切り捨て

## (2) レンタカー割引

概 要	参画レンタカー会社の姫路市内の営業所にて貸与を行う際、1台あたり3,000円割引を適用（料金5,000円以上に適用）
適用条件	・参画レンタカー会社で姫路市内の営業所での車の貸与を伴う利用に限る ・1台の利用料金5,000円以上に適用 ・割引キャンペーン適用者は、ワクチンを2回接種し、14日以上経過していることがわかる書類かPCR検査等で陰性であることがわかる書類の提示
利用方法 (予約)	参画レンタカー会社での予約（WEB・電話・店頭）
その他	観光目的での利用に限る

## (3) 観光タクシー（貸切型）割引

概 要	姫路市内の指定タクシー会社が運行する貸切型観光タクシーを利用の際、通常運賃の40%割引を適用
適用条件	・参画タクシー会社が運行する貸切型観光タクシー（1時間～）の利用 ・割引キャンペーン適用者は、ワクチンを2回接種し、14日以上経過していることがわかる書類かPCR検査等で陰性であることがわかる書類の提示
利用方法 (予約)	割引キャンペーン運営事務局を通じた予約（電話・店頭）
その他	・観光目的での利用に限る ・割引額の100円未満は切り捨て

※ (1) (2) (3) 記載の各種割引の適用条件内項目「割引キャンペーン適用者は、ワクチンを2回接種し、14日以上経過していることがわかる書類かPCR検査等で陰性であることがわかる書類の提示」については、キャンペーン実施時の新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて提示する必要書類を変更する場合があります。

## 7 委託業務内容

### (1) 宿泊割引に関する業務

項目	内容
事務局運営	<p>宿泊割引実施要綱に基づく事務を執り行うための事務局を設置し、以下の内容について対応すること。</p> <p>① 参画可能な旅行会社への宿泊割引実施要綱の周知、参画旅行会社の募集 ② 参加可能な宿泊施設への宿泊割引実施要綱の周知、参加宿泊施設の募集 ③ OTA 1社以上を介した参加宿泊施設の募集</p>

	<p>④ 旅行会社、施設等の事業者からの宿泊割引実施要綱に対する問い合わせに対応すること。</p> <p>Q&amp;A を制作し、内容は随時更新、事業者との情報共有を図ること。</p> <p>⑤ 宿泊割引実施要綱に基づく参画旅行会社の認定申請に係る審査及び通知、割引相当額の交付申請及び実績報告の審査及び通知、請求書に基づく支払等（支払に係る振込手数料は委託料の中から受注者が負担する）</p> <p>⑥ その他、本業務に付随する一切の事務</p> <p>※宿泊割引実施要綱についてはビューローと協議の上、ビューローにおいて制定する。</p>
割引原資執行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビューローと協議の上、割引原資執行に係る取組ごとの月別目標額を記載した「割引原資執行計画」を定め、それに基づき運営すること。</li> <li>・割引キャンペーン期間Ⅰ期に原資を使い切ることを目標とし、叶わなかった場合、Ⅱ期に移行しキャンペーンを継続する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が申請者に対して支払う割引相当額の上限は総額20,000千円とする。なお、ビューローが受託者に対して支払う最終的な割引原資は、受託者が申請者に対して支払った割引相当額に応じて支払うものとする。</li> <li>・GOTO トラベルなどのその他キャンペーンとの宿泊助成の併用については個別に検討を行い、制度上可能であれば実施する。</li> </ul>

(2) レンタカー・タクシー割引に関する業務

項目	内容
事務局運営	<p>レンタカー・タクシー割引実施要綱に基づく事務を執り行うための事務局を設置し、以下の内容について対応すること。</p> <p>ア 参画可能なレンタカー・タクシー事業者へのレンタカー・タクシー割引実施要綱の周知、参画レンタカー・タクシー事業者の募集</p> <p>イ レンタカー・タクシー事業者からのレンタカー・タクシー割引実施要綱に対する問い合わせに対応すること。</p> <p>Q&amp;A を制作し、内容は随時更新、事業者との情報共有を図ること。</p> <p>ウ レンタカー・タクシー割引実施要綱に基づく参画レンタカー・タクシー事業者の認定申請に係る審査及び通知、割引相当額の交付申請及び実績報告の審査及び通知、請求書に基づく支払等（支払に係る振込手数料は委託料の中から受託者が負担する）</p> <p>エ その他、本業務に付随する一切の事務</p> <p>※レンタカー・タクシー割引実施要綱についてはビューローと協議の上、ビューローにおいて制定する。</p>
割引原資執行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を達成する観点から、ビューローと協議の上、割引原資執行に係る取組ごとの月別目標額を記載した「割引原資執行計画」を定め、それに基づき運営すること。</li> <li>・割引キャンペーン期間Ⅰ期に原資を使い切ることを目標とし、叶わなかった場合、Ⅱ期に移行しキャンペーンを継続する。</li> </ul>

その他	受託者が申請者に対して支払う割引相当額の上限は総額10,000千円とする。なお、ビューローが受託者に対して支払う最終的な割引原資は、受託者が申請者に対して支払った割引相当額に応じて支払うものとする。
-----	---

### (3) 利用促進プロモーション

各種割引キャンペーンについて、複合的に国内一般消費者に対して以下の項目を組み込んだプロモーションを行い、利用促進につなげる。なお、事務委託費の30%以上を広告費に充てること。

項目	内容
プロモーションツールの作成	・リーフレットやポスター等の紙媒体 ・販促用ノベルティ ・のぼり、タペストリー 他
デジタル媒体による情報発信	総合的にPRを行うランディングページの作成
広報及び広告媒体による情報発信	参画旅行社の自社冊子やメールマガジンなどを含め効果的に媒体を活用した情報発信
その他	宿泊割引を含む旅行商品の造成、販売

### (4) 報告書及び割引原資請求書の作成

- ① キャンペーン毎に参画が決定した事業者の登録事項についてデータベース化を行い、7月1日のキャンペーン開始までに完成データの納品を行うこと。
- ② 次に掲げる項目の状況について、月次報告書を翌月25日までに提出すること。
  - ア 各種媒体毎の情報接触量及びそのプロモーション内容（月単位）
  - イ 姫路市内宿泊施設における合計宿泊者人数、割引利用額（施設ごと、月単位）
  - ウ レンタカー事業者、タクシー事業者における利用者数、割引利用額（事業者ごと、月単位）
- ③ キャンペーン実施期間が終了後、上記ア、イ、ウの実施結果概要をまとめ、キャンペーンの効果検証を含めた報告書を作成の上、ビューローに対して提出すること。
- ④ 割引原資の請求は上記月次報告書と同様に請求対象月の翌月25日までにとりまとめ、ビューローに請求すること。請求書に関しては任意の書式とする。ビューローは請求の事実を確認した日を含む14日以内に支払う。

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ① 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、ビューローの承諾を得なければならない。 ※書面については任意の様式とする。
  - ② ビューローにより再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにビューローに報告し協議を行い、その指示を受

けること。

- (3) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらずビューローに報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 提案のあった企画内容全てを実施することを保証するものではない。
- (5) 本事業は、姫路市からの補助金を原資として実施するため、ビューローに対する姫路市からの交付決定が確定後、事業の実施を確定する。